

令和6年度 岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択方針

1 基本方針

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第21条6の定めにより、市町村立の義務教育諸学校において児童生徒が使用する教科用図書（以下、「教科書」という。）の採択権者はその学校を設置する市町村立教育委員会であるとされている。平成26年4月1日適用の岐阜県の「教科用図書採択地区の設定」により、岐阜市は単独の採択地区とされている。教科書の採択が、教科の主たる教材として最も適切な教科書を採択するものであることを踏まえ、採択にあたって、以下の5点を基本方針とする。

- (1) 岐阜市立義務教育諸学校における教科書の採択は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の規定に基づいて実施する。
- (2) 教科書の採択にあたっては、岐阜市附属機関設置条例（平成25年岐阜市条例第7号）第3条の規定に基づき、岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択に関する検討を行い、採択権を有する岐阜市教育委員会に上程する採択候補教科用図書を決定することを目的として、岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会（以下、「採択検討委員会」という。）を設置する。本採択検討委員会は、その目的を達するために、事務局に依頼して、教育委員会の所管に属する学校の職員の中から、必要な人数の調査研究員（主任研究員を含む。）を選出し、調査研究事務を補助させる。
その際、採択検討委員会委員、調査研究員等の人選等において公正を確保し、採択が適正に行われるよう配慮する。とりわけ、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう特に留意する。
- (3) 教科の主たる教材として岐阜市で学ぶ児童生徒に最も適切な教科書について、次の各項目を踏まえて採択する。
 - ・ 学習指導要領（平成29年3月告示）を踏まえ、資質・能力の三つの柱である「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」をバランスよく育成することにつながるものであること。
 - ・ 第4期岐阜市教育振興基本計画「希望あふれる未来を自ら拓く力を育む教育」の具現に向けた教科教育の指針や児童生徒の学力・学習状況を踏まえたものであること。
 - ・ 岐阜市に生まれ育つ児童生徒に適したものであること。
 - ・ 障がいその他の特性の有無にかかわらず、児童生徒にとって扱いやすい印刷・製本等であること。
- (4) 教育委員会に上程する教科書の選定にあたっては採択検討委員会及び調査研究委員会において十分な審議を行う。
- (5) 保護者や地域住民に対してその説明責任を果たすという観点から、採択検討委員会における選定資料や議事録、採択結果及びその理由等、教科書採択に関する情報を積極的に公表する。

2 採択にあたっての留意事項

(1) 小学校用教科書について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「小学校用教科書目録（令和6年度使用）」に登載されているもののうちから採択すること。

(2) 中学校用教科書について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(3) 特別支援学校の小学部用教科書の採択について

全ての教科書について、令和4年度に採択したものと異なる教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和6年度使用）」に登載されている小学部用の教科書のうちから採択すること。

(4) 特別支援学校の中学部用教科書の採択について

令和4年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記(5)のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異なる教科書を採択することができる。

(5) 学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書の採択について

特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に登載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。調査研究にあたっては、岐阜県教育委員会において作成される「一般図書選定資料〔特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校特別支援学級用〕」を十分に活用し、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。

3 採択検討委員会、調査研究員会の設置・運営及び協議に係る留意事項

(1) 設置

採択検討委員会は、「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員会規則」の定めにより、「岐阜市立義務教育諸学校教科用図書採択検討委員選出基準」に基づき、岐阜市教育委員会が招集する。

(2) 運営及び協議

- ① 令和5年8月14日（月）までに採択を決議し、各学校へ採択結果を通知するとともに、県教育委員会に報告すること。
- ② 保護者等の幅広い視点から教科書についての意見を聞くことができるよう、採択検討委員会委員の構成や協議の進行の仕方等を工夫改善すること。
- ③ 教育委員会における協議が整わない場合に備え、再協議が可能な採択日程を設定するとともに、再協議の手続きを明らかにし、教育委員会の意見を踏まえ協議を尽くしたうえで決するなど、最終的な合意形成の方法をあらかじめ定めること。
- ④ 採択検討委員会の運営、調査研究や審議の在り方、採決までの流れ、静ひつな審議環境の確保と開かれた採択等について、不断の見直しを行うこと。
- ⑤ 採択結果及びその理由をはじめとした教科書採択に関する情報を保護者や地域住民等が容易に得ることができるよう、広報の時期・方法等について不断の改善を図ること。